

いちばけんぽ



東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2020年
夏号

健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

健康保険組合からのお知らせ

①算定基礎届・賞与支払届について

お問い合わせ先

適用係

毎年実施しております『算定基礎届』の提出が始まります。

◎提出期間 6月25日(木)～7月20日(月)予定

◎提出方法 当組合窓口および郵送（新型コロナウイルス感染症の状況次第では郵送によるご提出をお願いするごこともあります。）

賞与を支払われた場合は『賞与支払届』の提出をお願いします。

支払われなかった場合も『賞与支払届総括表』を提出してください。

②住所変更届について

お問い合わせ先

適用係

転居等で住所が変わった場合は『住所変更届』の提出をお願いします。提出がないと当組合や年金事務所からの大切なご案内が届かない場合がございます。ご協力をお願いいたします。

③家庭常備薬の有償あっ旋について

お問い合わせ先

疾病予防係

日常の健康管理等の一環として今年も「家庭常備薬の有償あっ旋」を実施します。

詳しいご案内は、6月下旬～7月上旬ころに事業所、各家庭に送付予定です。

④秋季巡回婦人生活習慣病予防健診について

お問い合わせ先

疾病予防係

女性の方を対象とした「秋季巡回婦人生活習慣病予防健診」を実施します。

詳しいご案内は、6月下旬～7月上旬ころに事業所、各家庭に送付予定です。

また、当組合ホームページにも掲載の予定です。

(来年より春季にも実施を予定しています。)

◎秋季巡回婦人生活習慣病予防健診 申込：7月 健診日：10月～3月

◎春季巡回婦人生活習慣病予防健診 申込：1月 健診日：4月～8月



⑤被扶養者資格確認調書の提出中止について

お問い合わせ先

適用係

『算定基礎届』の提出に併せて被扶養者の資格認定調査を実施する予定でしたが、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止することといたしました。そのため被扶養者の異動による削除に漏れないよう、今一度、被扶養者状況をご確認いただき、就職や結婚、収入増等により被扶養者の認定基準から外れる場合は被扶養者削除の異動届の提出と保険証のご返却をお願いします。

被扶養者は、保険料の負担なしで保険給付などを受けることができますが、この財源は皆さまから収めていただいた保険料です。保険料を適正に使うため、すみやかな届出の提出をお願いいたします。

扶養削除についてご確認を！

現在被扶養者として認定されている方が被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合はすみやかに手続きください。

提出書類	「被扶養者（異動）届」
添付書類	「保険証」「高齢受給者証・限度額適用認定証（交付を受けているとき）」 ※保険証を添付できないとき「健康保険被保険者証滅失・回収不能届」
提出期限	削除に該当する日から5日以内
被扶養者収入基準額	60歳未満：年額130万円 月額108,334円未満
	60歳以上：年額180万円 月額150,000円未満



【削除事由】

- 家族が就職した（削除日は就職した日）
- 被扶養者の収入が認定基準を超えた（削除日は収入が認定基準を超えた日）
- 離婚した（削除日は離婚した日）
- 家族が死亡した（削除日は死亡日の翌日）
- 家族が75歳になった（削除日は75歳の誕生日）
- 家族が65歳～74歳で一定の障害があると広域連合の障害認定を受けた（削除日は障害認定を受けた日）
- 失業保険基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の受給を開始した（削除日は待機期間満了日の翌日）
- 同居が扶養認定の必須要件である被扶養者が別居になった（削除日は別居した日）
- 別居の家族への仕送りをしなくなった。また、仕送り額が別居の家族の収入より少額になった。
- 海外へ居住することになり、国内居住要件を満たさなくなった（住民票を除票）
ただし次の①～④の例外事由に該当する場合、被扶養者資格は継続となります。
① 外国に留学する学生
② 外国に赴任する被保険者に同行する者
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって②と同等と認められる人

こんなときは、**保険証**を必ずご返却ください

「保険証」は当健保組合の加入員（被保険者・被扶養者）であることを示す証明書です。当組合の加入員でなくなった場合は、保険証の返却が必要です。



被保険者資格の喪失後は、これまでの保険証は使えません

健保組合の被保険者資格あるいは被扶養者資格を喪失すると、たとえ保険証が手元にあったとしても使うことはできません。万一あやまって資格喪失後に保険証を使って受診すると、後日、健保組合から医療費の返却を請求させていただきます。

こんなときは保険証の返却をお願いします

- ・ 会社を退職したとき
- ・ ご家族（被扶養者）が扶養から外れたとき
- ・ 任意継続被保険者でなくなったとき
- ・ 75歳になったとき

保険証の返却時には、

- ・ 70歳以上の方は「高齢受給者証」
- ・ 「限度額適用認定証」もお忘れなく！

資格を喪失したとき、被保険者の場合は退職日の翌日から（被扶養者の保険証も使えません）、被扶養者の場合は収入超過や就職等で被扶養者資格を満たさなくなった日から使うことはできません（月の途中で）。新しい保険証が届くまでの間に病院にかかる場合は、いったん医療費の全額を立て替え、後で新しく加入した健保組合等へ請求して、払い戻しを受けます。

資格喪失後に“うっかり” 保険証を使ってしまうと…、 手続きがかなり大変です！

当組合の資格を失ったのち、当組合の保険証を使って病院にかかると、医療費を当組合へ返還していただいた後、改めて新しい健保組合等へご請求いただくことになります。

加入資格を確認したうえで保険証を使うようにしてください。

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください

医療機関にかかるとき

あなたなら
どうする



仕事中・通勤中の けがや病気でも 健康保険は使える？



Q

仕事中や通勤中のけがや病気は「労災保険（労働者災害補償保険）」の適用となり、健康保険は使えないと看護師の友人から言われました。健康保険と労災保険の違いを教えてください。また具体的にはどんな場合が労災保険の適用になるのでしょうか？

A1 「健康保険」と「労災保険」の違いはこのようになります

健康保険

仕事に関係ない病気やけがが対象です

- ①治療に保険証を使います。
- ②保険料は会社（事業主）と本人が給与額に応じて負担します。
- ③医療費は患者の一部自己負担（原則3割）となります。

労災保険

仕事中・通勤中の病気やけがが対象です

- ①治療に保険証は使いません。
- ②保険料は会社が負担し、会社が従業員に支払っている給与の総額によって決められます。保険料の負担割合は会社の事業の内容によって異なります。
- ③原則として患者の自己負担はありません（一部例外はあり）。

A2 こんなときは労災保険で受診してください

① 仕事中にけがをしたり、 病気になったとき（業務災害）

仕事中のほか、移動中や出張中などにけがをした場合も労災保険の適用となります。また、仕事との因果関係がはっきりしている病気も対象になります。

② 通勤中にけがをしたり、 病気になったとき（通勤災害）

通勤中のけがや病気も労災保険の適用となります。なお、通常の通勤経路のほか、帰宅中に日常生活に必要なちょっとした用事をすませたのち、通常の経路に戻った場合も通勤中と認められます。



A3 通勤中とは、例えばこんな場合です

「通勤中」とは、自宅と勤め先の間を合理的な経路と方法で行き来する場合です。合理的な理由もなくいつもと違うルートを通ったり、長時間の買い物をしたりレストランで食事をするなどした場合、(その間だけでなく) それ以降も「通勤中」と認められません。

ただし、**日常生活上必要な行為をやむを得ず最小限行う場合**——たとえば生活必需品の買い物でスーパーやコンビニなどに短時間立ち寄った、病院で受診した、選挙に行った、親族の介護に寄ったなどの場合は、**通常のルートに戻った後は、再び「通勤中」とみなされます。**

- 通勤経路のスーパーやコンビニで日用品を買った後、帰り道でけがをした



通勤中の具体例としては



- いつもの道が工事中で回り道をしたときにけがをした



- 通勤中の駅で転んだ

A4 労災保険での受診の流れはこうなります

1. まずは労災保険指定医療機関を探して受診します

大都市圏では医療機関のほとんどが労災保険指定医療機関になっています。なお、緊急時や近くにないときは指定外でも受診できます。労災保険指定病院は厚生労働省のホームページ*で検索できます。

※厚生労働省のホームページ <https://rousai-kensaku.mhlw.go.jp/>

2. 保険証は提出せず、窓口で初診時に「労災です」と伝えます

保険証は使わず、必要書類に記入して医療機関に提出します。原則として**医療費の自己負担はありません**(ただし通勤災害の場合、200円の初診時負担があります)。

3. 労災指定外の医療機関では医療費をいったん全額自己負担します

労災指定外の医療機関で受診した場合も保険証は使わず、窓口で初診時に「**労災です**」と伝えます。その場合、医療費はいったん全額自己負担し、その後ご自身で労働基準監督署に必要書類を提出し、還付金を請求することになります。

通勤中のけがなのに、間違って保険証を使って受診してしまったときは、すみやかに医療機関、健保組合、職場の担当者に連絡してください。ご自身で労災保険への変更手続きを行う必要があります。労災保険に関する手続きの詳細は、下記のホームページを参照したり、労災保険相談ダイヤルにお問い合わせください。

- 公益財団法人 労災保険情報センター <https://www.rousai-ric.or.jp>
- 労災保険相談ダイヤル 0570-006031

結論

仕事中や通勤中のけがや病気は
労災保険の適用になります